

日時：令和8年(2026年)3月25日(水) 14:00～
場所：横須賀市役所消防局庁舎4階 災害対策本部室

第22回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会 会議次第

- 1 開 会
- 2 議 事
議題 温対法に基づく促進区域の設定について
- 3 報 告
報告 今後の廃止事業及び吸収源対策について
- 4 その他
- 5 閉 会

■事前送付資料

- ・会議次第
- ・資料1 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会委員名簿
- ・資料2 事務局職員名簿
- ・資料3 横須賀市環境審議会規則
- ・資料4 横須賀市環境審議会傍聴実施要領
- ・資料5 温対法に基づく促進区域の設定について
- ・資料6 今後の廃止事業及び吸収源対策について

横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会委員名簿

	氏名	区分	役職等
1	いま い とし たため 今 井 利 為	学 識 経 験 者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
2	お ぼら しん じ 小 原 信 治	市 民	公募委員
3	かわくぼ しゅん 川久保 俊	学 識 経 験 者 (環境工学)	慶應義塾大学准教授
4	かわ な まさ たか 川 名 優 孝	学 識 経 験 者 (エネルギー・環境)	東京海洋大学産学官連携研究員
5	き もと かず お 木 本 一 雄	市 民 団 体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
6	き どう ひろし 佐 藤 廣	事 業 者 (商工業)	横須賀商工会議所 事務局長
7	お ざわ しんいちろう 小 澤 紳一郎	事 業 者 (漁業)	長井町漁業協同組合代表理事組合長
8	☆ まつ もと やす お 松 本 安 生	学 識 経 験 者 (住民参加)	神奈川大学教授

☆：部会長

横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会 事務局職員名簿

[事務局職員]

所 属	役 職	氏 名
経営企画部都市戦略課 (ゼロカーボン推進担当)	課 長	佐 野 良 介
同 上	主 査	八 木 宏 道
同 上	主 任	相 澤 優 輝
同 上	担 当 者	江 南 司

○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号
改正 平成23年4月1日規則第7号
平成24年3月30日規則第7号
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

横須賀市環境審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平24規則7・一部改正）

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（平23規則7・一部改正）

(部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

（平23規則7・全改、令元規則23・一部改正）

(専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

（平23規則7・追加）

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

（平23規則7・旧第6条繰下）

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日規則第23号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
 なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の指示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
 - (1) 審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
 - (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - (3) はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
 - (4) 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - (5) 飲食、喫煙をしないこと。
 - (6) 委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
 - (7) むやみに席を離れないこと。
 - (8) その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部環境政策課が行う。

[傍聴章]

No.	環境審議会
傍	聴 章

第22回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会

温対法に基づく促進区域の設定について

令和 8 年 3 月 25 日 (水)

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. これまでの経緯
2. 地域脱炭素化促進事業の制度趣旨・概要
3. 本市における促進区域をとりまく状況
4. 促進区域設定に向けた条件整理
5. 他自治体における促進区域の設定状況
6. これからの審議の方向性について

1. これまでの経緯

温対法に基づく促進区域（地域脱炭素化促進事業）は、条例及びアクションプラン※の見直しについて諮問した第82回横須賀市環境審議会(令和6年10月開催)以降、4回の部会を開催し、検討を進めてきた。

結果的に、今回のアクションプランの見直しと同時期に温対法に基づく促進区域を設定することはせず、これまでの審議内容を踏まえ、引き続き、審議を継続することとした。

➤ 会議の開催経過

- ・ 第18回温暖化対策推進部会（令和6年12月23日開催）
- ・ 第19回温暖化対策推進部会（令和7年4月28日開催）
- ・ 第20回温暖化対策推進部会（令和7年6月27日開催）
- ・ 第21回温暖化対策推進部会（令和7年8月4日開催）

※条例：地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

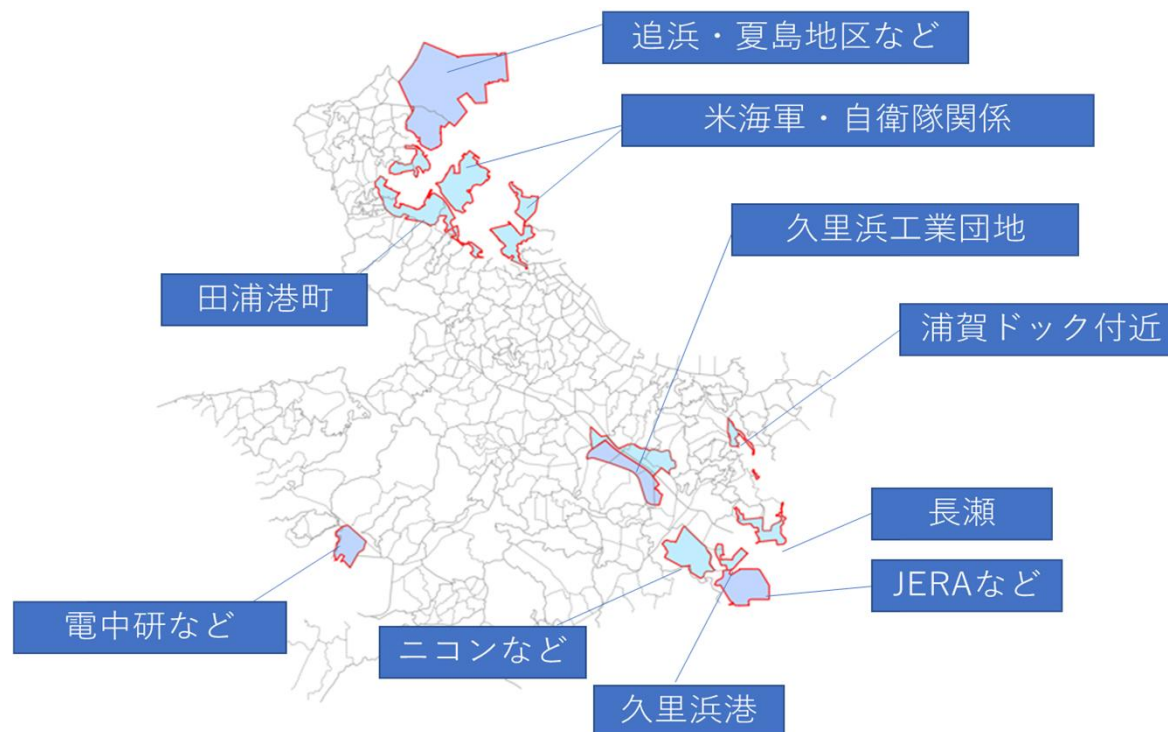
※アクションプラン：ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

1. これまでの経緯

本市における区域設定の考え方として、環境への適切な配慮及び事業活動の規模に準じ、一定程度の発電設備容量を見込むことができる観点から、工業地域及び工業専用地域を案としてお示しした。

これまでの会議でのご意見を踏まえ「再エネを促進する区域」とする以上、区域設定にあたっては、導入ポテンシャルをはじめ、再考する必要があるとの結論に至った。※継続審議とすることとした。

➤ 参考：工業地域および工業専用地域



2. 地域脱炭素化促進事業の制度趣旨・概要

地域脱炭素化促進事業は、環境に適正に配慮し、かつ、地域と共生し、また、地域に裨益する再エネ事業（以下「地域共生型再エネ」という。）の導入を促進するもの。

地方公共団体が、地域の实情に応じて環境の保全や、その他の公益への配慮等を意識した区域を設定することにより、適切な立地誘導を図る。

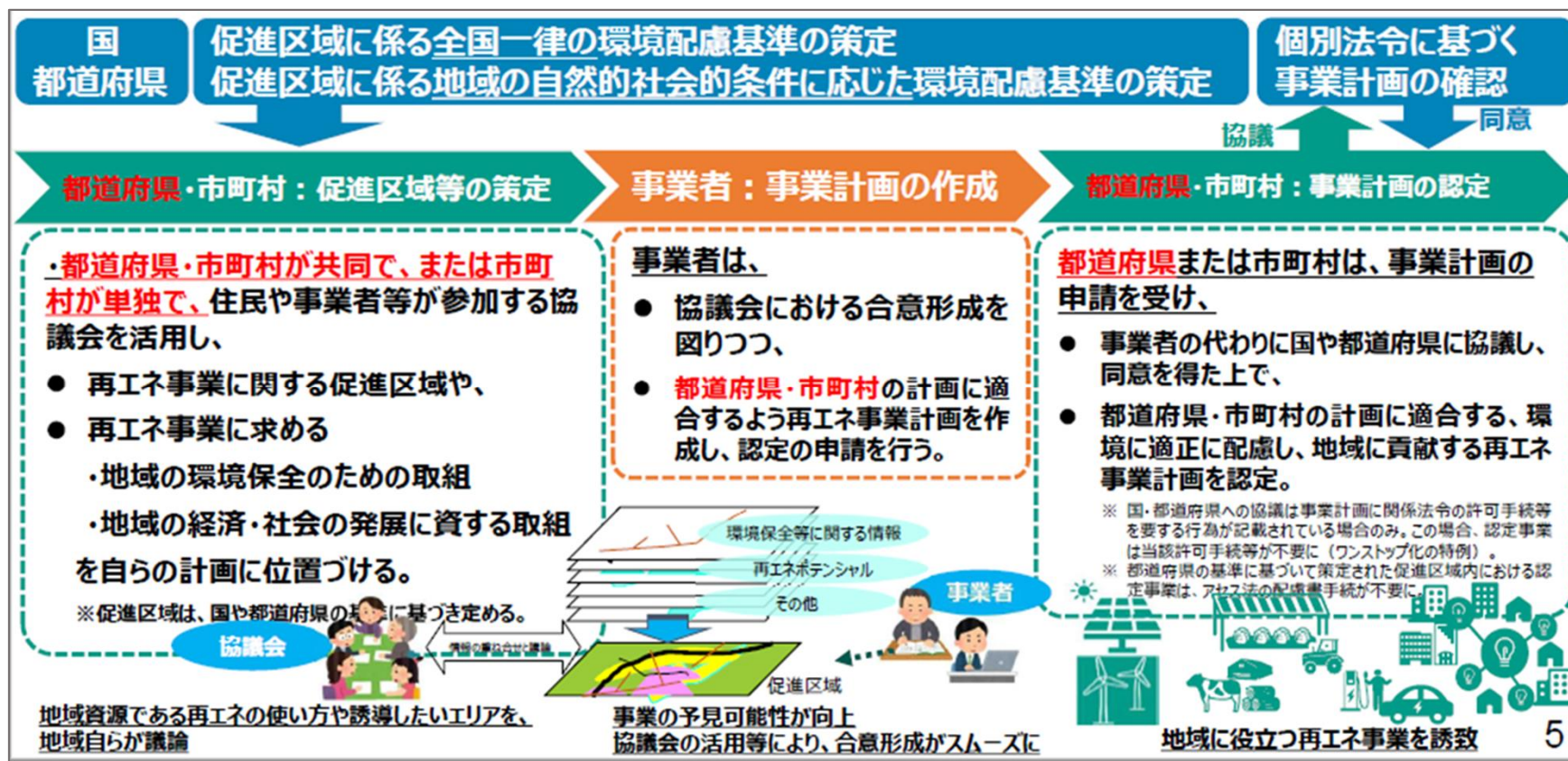


図 制度全体のイメージ（出典：環境省資料より抜粋）

2. 地域脱炭素化促進事業の制度趣旨・概要

制度の利点・効果は、以下の内容が挙げられる

地方公共団体

- 地元関係者との合意形成
⇒適切に設定された区域への再エネ事業の呼び込み（適地誘導）
地域での合意形成に貢献し、トラブルの未然防止につながる
- 地域環境・地域資源の保全
⇒環境に配慮した立地誘導を促進し、環境破壊を回避する
また、環境配慮要件を事業者に求めることができる
- 地域社会・経済への貢献
⇒地域貢献要件を設定することにより、事業者に対し、地元雇用等の
地域貢献を求めることが可能

事業者

- ワンストップ化特例の活用
⇒複数機関への個別調整が市町村による一括手続きに代替される
- 国庫補助に関するインセンティブ
⇒環境省補助事業において、促進区域内で実施される再エネ事業に関して、
審査における優先採択や加点措置を実施

3. 本市における促進区域をとりまく状況

これまでの部会において継続審議としたことや、環境審議会からの答申においても、検討を進めることが付帯意見とされた

また、今年度(令和7年度)の市議会においても、以下の質疑が行われた。

- 市域における再生可能エネルギー導入推進促進の観点から促進区域を設定する必要性について
- 一方で、太陽光パネル等の設置に伴い、自然環境が失われることは望ましくないという観点から、規制をする必要性について



上記を踏まえ、本市としても、市域における再生可能エネルギーの導入を推進しつつ、市域における再エネの「適切な立地誘導」につながるため、改めて、温対法に基づく促進区域の設定に向けた議論を行いたい

※「規制」という意図で促進区域を設定することは、そもそもの制度趣旨にそぐわない

4. 促進区域設定に向けた条件整理

市町村は、区域施策編において、次の事項をすべて定める必要がある

○地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第5項

市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
- イ 地域の環境の保全のための取組
- ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

図 促進事項の定め方について（出典：環境省資料より抜粋）



第21条第5項に掲げられている事項のうち、
「対象となる区域」（第2号関係）及び「再エネ種別」（第3号関係）
について整理したい

4. 促進区域設定に向けた条件整理

「対象となる区域」(第2号関係)について、国のマニュアル※では、以下のとおり整理されている。

- 再エネ導入に伴う地域トラブルの未然回避による地域共生型再エネの適地誘導と、再エネポテンシャルの最大限活用を図るため、具体的な再エネ事業計画が立案・公表される事前の段階において、地域の環境保全への適正な配慮が確保され得る地域共生型再エネの導入候補地となるエリアを促進区域としてあらかじめ示します。
- 国が定める環境保全に係る基準
- 都道府県基準
- 市町村が考慮すべき固有の事項 に基づく区域設定が必要

※地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）Ver.2.0（令和7年3月公表）

4. 促進区域設定に向けた条件整理

国が定める環境保全に係る基準について、再エネ導入により環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、全国一律で促進区域に含めることができない区域等を定めており、促進区域の設定にあたっては、当該基準に従う必要がある。

➤ 地球温暖化対策推進法施行規則 第5条の2第1項第1号

区域	根拠法令
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法
国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区 国立公園・国定公園の第1種特別地域(地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く)	自然公園法
国指定鳥獣保護区のうち、特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
生息地等保護区のうち管理地区	種の保存法

表 促進区域に含めない(1号)区域

出典：地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編) Ver.2.0(令和7年3月公表)

4. 促進区域設定に向けた条件整理

神奈川県※においては太陽光発電設備を対象に国の基準に上乘せ・横出しする都道府県の基準（促進区域に含めない区域に関する県基準）を設定

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

保安林又は保安施設地区に指定された区域

自然公園区域

自然環境保全地域

鳥獣保護区内特別保護地区

近郊緑地保全区域

特別緑地保全地区

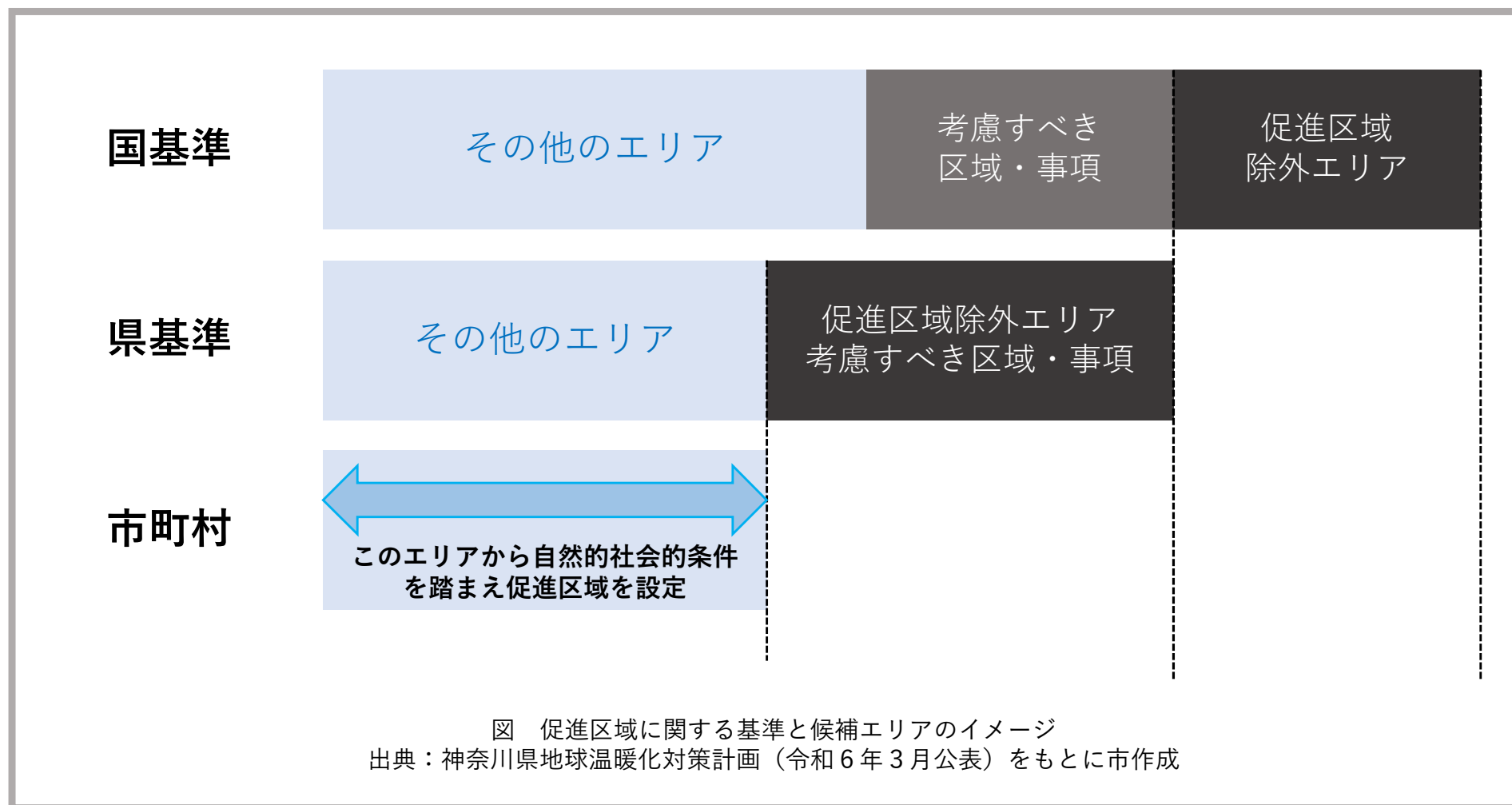
史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域

歴史的風土保存区域

農用地区域

4. 促進区域設定に向けた条件整理

国が定める環境保全に係る基準、及び神奈川県※における促進区域に含めない区域に関する県基準を踏まえた区域設定のイメージは以下のとおり



4. 促進区域設定に向けた条件整理

「再エネ種別」(第3号関係)について、国のマニュアル※では、以下のとおり整理されている。

- 再エネ種別や規模の設定に関する考え方としては、設定した促進区域内にどの再エネ種をどれだけ導入することで、促進事業の目標を達成できるかという観点が必要となります。
- また、再エネポテンシャル等地域の自然的社会的条件等に応じて設定することが必要です。

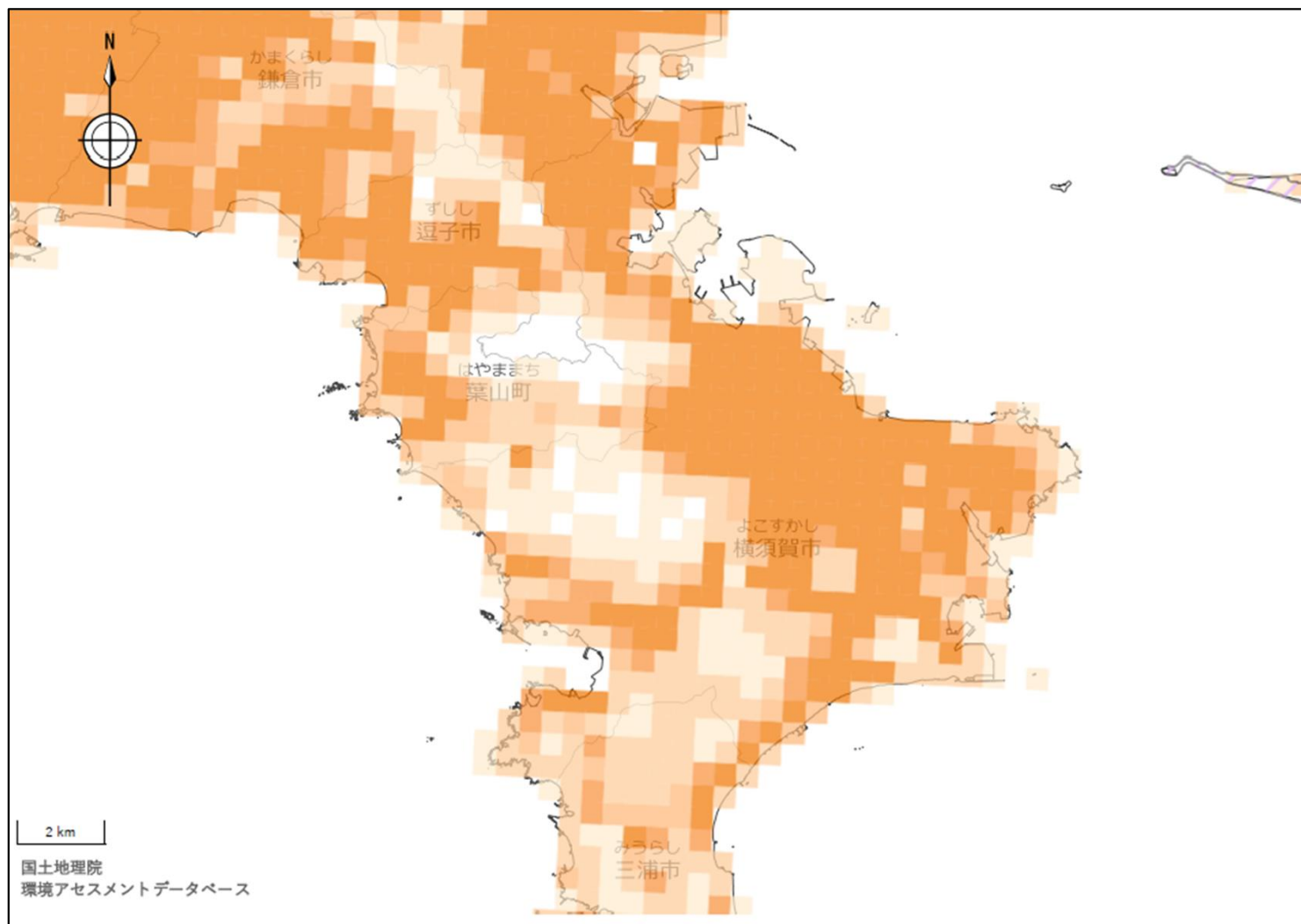
※地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）Ver.2.0（令和7年3月公表）



再エネ種別の設定にあたっては、再エネ種別ごとの導入ポテンシャルを踏まえた上で、設備の普及状況（実現可能性）を考慮する必要がある

4. 促進区域設定に向けた条件整理

環境省が提供する再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS（リーポス）」による本市の太陽光導入ポテンシャル（建物系）は以下のとおり



※出典：再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】（環境省）
(https://repos.env.go.jp/web/main/sup_promotion_map#preview)、PDL1.0 (<https://repos.env.go.jp/web/help/question#anchor-3>)
(令和8年3月10日に利用)

4. 促進区域設定に向けた条件整理

環境省が提供する再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS（リーポス）」による本市の風力導入ポテンシャル（陸域）は以下のとおり



※出典：再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】（環境省）

(https://repos.env.go.jp/web/main/pote_map/wind#preview)、PDL1.0 (<https://repos.env.go.jp/web/help/question#anchor-3>)
(令和8年3月10日に利用)

5. 他自治体における促進区域の設定状況

令和7年12月末時点において、70市町村が促進区域を設定

対象となる再エネ種						
	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱
計	69	7	7	2	5	7

表 促進区域の設定状況（令和7年12月末日時点）（出典：環境省公表資料より作成）

うち、神奈川県内では、以下の3市が促進区域を設定

鎌倉市（対象：太陽光）

市が所有する公共施設（国・県・市の基準に示される区域・事項は除く）

小田原市（対象：太陽光）

市街化区域内（土砂災害特別警戒区域・風致地区等は除く）

厚木市（対象：太陽光）

建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地

6. これからの審議の方向性について

- 国、及び都道府県基準、市町村が考慮すべき固有の事項のほか、マニュアルにも記載のとおり、地域の環境保全への適正な配慮が確保され得るエリアとしたい。
- 再エネポテンシャルを活かすという点から、REPOSでの推計結果を踏まえつつ、一定程度の発電設備容量を見込むことができることが望ましい。
- 事業者への国庫補助に関するインセンティブ（環境省補助事業において、促進区域内で実施される再エネ事業に関して、審査における優先採択や加点措置）を活用できる設定としたい。



環境への適切な配慮、一定程度の発電設備容量を見込むことができる観点から、「太陽光発電」を「工業地域及び工業専用地域」で促進していくことを基本線としたい。

※国、及び都道府県基準については、関係機関へ該当有無等の確認を進める。

また、本市として考慮すべき固有の事項についても今後検討を進めることとし、別途、独自に促進区域に含めないエリアを設定する

第22回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会

今後の廃止事業及び吸収源対策について

令和8年3月25日（水）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. 市の事業廃止について
2. 吸収源の指標について

1. 地球温暖化対策地域協議会等の今後について

(1) 地球温暖化対策地域協議会の廃止

【役割】

- 市民、事業者、市等が協働し、環境に配慮した取り組みを実践
- 市域における地球温暖化対策を推進するとともに、アクションプランを推進するための中心的な役割を担う

【廃止の背景】

- 平成18年の設立から約20年が経過。温暖化問題の「理解を広める（啓発）」から「生活・事業の中での実践」へ
- 環境政策担当部（令和8年4月）が創設されることとなり、本市の体制および環境教育や啓発の手法を見直し



- 協議会の理事及び総会での協議の結果、令和7年度末をもって協議会の活動を終了する方針とした。

1. 地球温暖化対策地域協議会等の今後について

(2) エコポイント事業の廃止

【事業内容】

- 温室効果ガス削減や省エネに資する設備を設置した市民に、市内協力事業者の店舗で利用できるポイント等を交付

(協力事業者_敬称略)

モアーズ、ノジマ、すかなごっそ、AEON

- 対象設備と交付ポイント相当額 (次ページ)

【廃止の背景】

- 本事業と同じ設備に対して、国や市の様々な補助制度が拡充されてきている。



- 本事業の金額は、国などの補助制度で得られる金額より少なく、設備導入の動機づけの効果が薄れてきているため、R7年度末での事業廃止の方針とした。

1. 地球温暖化対策地域協議会等の今後について

(2) エコポイント事業の廃止

【参考】

対象製品	市) エコポイント	国等の補助	参考) エコポ利用率	参考) 導入コスト (概算)
太陽光発電システム	1.6万円	7万円 (1kwあたり)	31.5%	150万円 (30万円/kw、5kw)
蓄電池	1.2万円	設置費の1/3	25.2%	100万円 (20万円/kw、5kw)
エネファーム	0.8万円	17万円	33.6%	150万円
窓の断熱改修	0.8万円	最大30万円 (窓1枚あたり)	14.7%	30万円
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	0.5万円	—	8.4%	20万円
ペレットストーブ	0.5万円	—	—	30万円

1. 地球温暖化対策地域協議会等の今後について

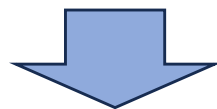
(3) ゼロカーボンアクションポイント事業の廃止

【事業内容】

- 環境関連イベントに参加に対して、ポイントを付与し、抽選でポイント数に応じた景品が当たる取り組み。
- 様々な環境イベントに参加してもらい、環境への意識の醸成と行動変容を促す

【廃止の背景】

- R5年度より実施しているが、応募者数が少ない。
(R5年度：9件 R6年度：5件 R7年度：3件)



- 応募者数の少なさから、事業目的の達成に対する費用対効果が薄い。以上から、事業を廃止とする。

1. 地球温暖化対策地域協議会等の今後について

(4) 協議会等の廃止後について

<終了の方針>

- ・エコポイント
- ・アクションポイント
- ・緑のカーテン講習会
- ・緑のカーテンコンテスト

<リニューアルの方針>

- ・子ども環境教室・体験学習（小学生向け）
- ・ゼロカーボンコンテスト（小・中学生向け）

<継続検討の方針（市の対応予定）>

- ・環境啓発（環境月間・木育等） → ブース出展・啓発資料等の配布等
- ・環境ポスターコンクールへの協賛 → 温暖化対策部門の賞等を検討
- ・協議会HP → 市HPとの統合整理
- ・出前トーク → 市職員で対応（既存教育指導講師派遣制度等も利用）



- R8年度に新設される「環境政策担当部」において、情報発信と環境教育を強化し、市民に身近な環境をわかりやすく伝えるため、ポータルサイトの構築や市内研究機関と連携した取り組みを実施することで廃止の影響をなくす方針。

2. 吸収源の指標設定について

市議会からの意見

- アクションプランでは「CO2吸収源」に関連する数値は、緑被率と藻場の活動面積のみである。
- 市域において必要な吸収量を示していない
- 温室効果ガス削減目標の数値は、削減量と吸収量を合わせた数値なのだから、吸収源の増加目標の数値設定は必要
- 目標を設定し、どこで、どの程度、だれが主体となって、対策を行うべきか方針を示すべき



市の考え

- プランでは、CO2排出量と吸収源対策の両輪で進めている
- 引き続き、プランに基づき、取り組みを進める
- まずは、吸収量の把握を進めたい

2. 吸収源の指標設定について

【事務局の考え】

- プランには、吸収量の取り扱いが記載してあり、吸収量の算定は必要であるため、市域の算定方法について、今後お示ししたい。
- 吸収源に関する数値として、緑被率と藻場の回復面積※があるが、そのほかに実施状況を示せる数値があるか検討する。

※今年度の中見直しで変更した指標

◆吸収源の取り扱いについて

吸収源とは、植物の光合成や微生物の炭素固定などにより、二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する森林や海洋のことです。

本計画では、都市公園をはじめ都市における緑地の保全・維持に取り組むとともに、適切な森林施業（植栽、間伐など）が行われ、法令などにより伐採や転用を規制するなどの保護・保全措置がとられている森林などを対象として温室効果ガスの吸収量を算定します。

また、三方を海に囲まれている本市の特徴を活かし、近海の藻場の再生と保全に取り組むことで、海洋に生息する海藻などの生物により吸収・捕捉される炭素（ブルーカーボン）についても、吸収量として算定します。

算定したこれらの吸収量は排出量と相殺します。